

2023年G7広島サミット C7政策提言書・G7首脳コミュニケ比較表

2024年3月29日
受託団体: 特定非営利活動法人国際協力NGOセンター

本資料では、C7政策提言書¹に盛り込まれた6分野の各提言について、G7広島首脳コミュニケ²と対比させることで、C7による政策提言がG7サミットでの議論にどのように反映されたのかを明らかにしている。なお、G7首脳コミュニケについては、ページ番号に加え、パラグラフの表題を「／」以降に記載した。これにより、どのような分野・文脈で各文言が登場するのかを把握する目安となる。

目次

1.核兵器廃絶	2
2.気候・環境正義	3
3.公正な経済への移行	13
4.国際保健	19
5.人道支援と紛争	24
6.しなやかで開かれた社会	27

¹Civil7 (2023)『C7政策提言書』,https://civil7.org/wpC7/wp-content/uploads/2023/04/C7_communique_JPN.pdf
²外務省(2023)『G7広島首脳コミュニケ』,https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/hiroshima23/documents/pdf/Leaders_Communique_01_jp.pdf?v20231006

1. 核兵器廃絶

C7政策提言書		G7首脳コミュニケ	
該当ページ	内容	該当ページ	内容
P6	広島で被爆者から直接話を聴き、核兵器の使用が人々や環境にもたらす被害を認識すること		* コミュニケでの言及はないが、G7首脳は被爆者と面会し、原爆資料館を訪れた。
P6	すべての核兵器使用の威嚇を明確に非難し、紛争時に核兵器に頼る選択肢をいかなるものであっても否定すること	P1／前文	全ての者にとっての安全が損なわれない形での核兵器のない世界という究極の目標に向けて、軍縮・不拡散の取組を強化する
P6	核兵器が初めて使用されてから100年の節目となる2045年までに核兵器廃絶を実現するために速やかな交渉の計画を打ち出すこと		* 言及なし
P6	核兵器禁止条約の締約国と協働し、同条約の締約国会議に出席し、核被害者援助と環境修復のために尽力すること。後者については、これらのために資源を振り向け直すことも含まれる		* 言及なし
P6	核兵器の開発と生産をやめ、新STARTの後継条約の交渉を支援すること		* 言及なし
P7	核のリスクを低減するための措置を早急にとること。これには、核兵器の使用を推奨・誘発・支援するとみなされる行為に終止符を打つなど、いかなる場合も核兵器の使用および使用の威嚇を行わず、すべての核共有制度も終わらせるよう全力を投じることが含まれる		* 言及なし
P7	軍縮教育の重要性を認識し、ユースや軍縮教育のために資源を振り向け直すこと		* 「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」に「軍縮・不拡散教育やアウトリーチの重要性を強調する」という文言が含まれた。「若者及び人々が、広島及び長崎を訪問することを促す」とあり、具体的には日本による「ユース非核リーダー基金」、P5の「ヤング・プロフェッショナル・ネットワーク」、ドイツにより資金提供された「軍縮のための若者チャンピオン」およびEU不拡散・軍縮コンソーシアムが設立した「若い女性たちによる次世代イニシアティブ」などのイニシアティブへの言及がある。
P7	今後のG7サミットにおいても核軍縮と核兵器廃絶についての議論を続けること		* 言及なし

2. 気候・環境正義

C7政策提言書		G7首脳コミュニケ	
該当ページ	内容	該当ページ	内容
エネルギー移行と温室効果ガスの削減			
P8	G7諸国の温室効果ガス排出量削減(2030年までに2019年比で少なくとも43%削減)	P8／ 気候	遅くとも2050年までに温室効果ガス(GHG)排出ネット・ゼロを達成するという我々の目標は揺るがない(中略)世界のGHG排出量を2019年比で2030年までに約43%、2035年までに約60%削減することの緊急性が高まっていることを強調する。我々は、国が決定する貢献(NDC)目標の達成に向けた国内の緩和策を早急に実施し、(中略)全てのG7諸国において排出量が既にピークを迎えたことに留意し、この勝負の10年及びその後数十年間における世界の気温上昇を抑える上で、全ての主要経済国が果たすべき重要な役割を認識する。
P8	石油と天然ガスを含むすべての化石燃料の段階的廃止への取り組み	P15／ エネルギー	我々は、2035年までに電力セクターの完全又は大宗の脱炭素化の達成及び気温上昇を摂氏1.5度に抑えることを射程に入れ続けることに整合した形で、国内の排出削減対策が講じられていない石炭火力発電のフェーズアウトを加速するという目標に向けた、具体的かつ適時の取組を重点的に行うというコミットメントを再確認し、他の国に対して我々に加わるよう要請する
P8	2030年までの石炭火力発電の段階的廃止		
P8	2035年までにエネルギーセクターを完全に脱炭素化する約束し、すべての化石燃料に対して新規の公的資金を停止する	P15／ エネルギー	我々は、IEAの2022年の「ネット・ゼロ移行における石炭」報告書において、IEAの2050年までのネット・ゼロシナリオに沿った主要な取組の一つとして特定された、排出削減対策が講じられていない新規の石炭火力発電所の建設終了に向けて取り組んでいく。我々は、公正な方法でクリーン・エネルギー移行を加速するため、排出削減対策が講じられていない新規の石炭火力発電所のプロジェクトを世界全体で可及的速やかに終了することを他国に呼びかけ、協働する。我々は、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への政府による新規の国際的な直接支援を2021年に終了したことを強調する。我々は、他の国、特に主要経済国が我々と同様にそれぞれのコミットメントを達成することを求める。
P8	「公正なエネルギー移行パートナーシップ(JETP)」への参加、資金供給、実施	P1／ 前文	「公正なエネルギー移行パートナーシップ(JETPs)」、「気候クラブ」及び「森林・自然・気候の新カントリーパッケージ」を通じた協力を強化する。

		P9／ 気候	我々は、PGIIを含む協調的行動により支援される、途上国の公正なエネルギー移行を支援することへの強いコミットメントを再確認する。我々は、南アフリカ、インドネシア及びベトナムにおけるJETPsで達成された進展を歓迎し、また、インド及びセネガルとの協議を継続する。
P8	エネルギー安全保障で化石燃料供給の多様化でなく、エネルギー効率と再生可能エネルギー源を優先させる	P14／ エネルギー	我々は、エネルギー安全保障、気候危機及び地政学的リスクに一体的に取り組むことにコミットする。我々は、ロシアのウクライナに対する侵略戦争による現在のエネルギー危機に対処し、遅くとも2050年までにネット・ゼロ排出という共通目標を達成し、同時に、エネルギー安全保障を高める手段の一つでもあるクリーン・エネルギー移行を加速することの現実的かつ緊急の必要性及び機会を強調する。
		P17／ エネルギー	原子力エネルギーの使用を選択したG7諸国は、化石燃料への依存を低減し得る低廉な低炭素エネルギーを提供し、気候危機に対処し、及びベースロード電源や系統の柔軟性の源泉として世界のエネルギー安全保障を確保する原子力エネルギーの潜在性を認識する。
P8	再生可能エネルギーへの投資の大幅な加速	P1／ 前文	我々のエネルギー部門の脱炭素化及び再生可能エネルギーの展開を加速させることで地球を保全し、プラスチック汚染をなくし海洋を保護する。
		P15／ エネルギー	我々はまた、再生可能エネルギーの実装や次世代技術の開発及び実装を大幅に加速させる必要がある。G7は、2030年までに洋上風力の容量を各国の既存目標に基づき合計で150GW増加させ、太陽光発電の容量を、各国の既存の目標または政策措置といった手段を通じて、IEAや国際再生可能エネルギー機関(IRENA)で推計された2030年までの合計1TW以上への増加を通じたものを含め、再生可能エネルギーの世界的な導入拡大及びコスト引下げに貢献する。我々は、低炭素及び再生可能エネルギー由来の水素並びにアンモニアのようなその派生物は、摂氏1.5度への道筋と整合する場合、産業及び運輸といった特に排出削減が困難なセクターにおいて、セクター及び産業全体の脱炭素化を進めるための効果的な排出削減ツールとして効果的な場合に、GHGであるN2Oと大気汚染物質であるNOxを回避しつつ、開発及び使用されるべきであることを認識する。我々はまた、摂氏1.5度への道筋及び2035年までの電力セクターの完全又は大宗の脱炭素化という我々の全体的な目標と一致する場合、ゼロ・エミッション火力発電に向けて取り組むために、電力セクターで低炭素及び再生可能エネルギー由来の水素並びにその派生物の使用を検討している国があることにも留意する。我々は、環境及び社会的基準を遵守しつつ、信頼できる国際標準及び認証スキームに基づき、低炭素及び再生可能エネルギー由来の水素のための、ルールに基づき透明性のあるグローバル市場とサプライチェーンを開発するための取組を強化する。我々は、炭素集約度に基づく取引可能性、透

			明性、信頼性及び持続可能性のための水素製造のGHG算定方法及び相互認証メカニズムを含む国際標準及び認証を開発する重要性を認識する。
P8	「公正なエネルギー移行」の原則を取り入れ、環境／社会的保護、エネルギー移行、重要な鉱物取得のバランスを確保する	P9／ 気候	我々は、PGIIを含む協調的行動により支援される、途上国の公正なエネルギー移行を支援することへの強いコミットメントを再確認する。
P8	主要な再生可能エネルギーのサプライチェーンでの組織的な強制労働の利用を停止、再生可能エネルギーへの公正で強靱な移行に不可欠な物資の供給源開発への投資、支援		* 言及なし
P9	メタンやフロンなど二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量を2030年までに削減	P9／ 気候	我々は、「グローバル・メタン・プレッジ」へのコミットメントを再確認し、2030年までに世界全体の人為起源のメタン排出量を共同で2020年比で少なくとも30%削減するための取組を強化する。
P9	原子力は気候問題の解決策ではないと強調する	P17／ エネルギー	原子力エネルギーの使用を選択したG7諸国は、化石燃料への依存を低減し得る低廉な低炭素エネルギーを提供し、気候危機に対処し、及びベースロード電源や系統の柔軟性の源泉として世界のエネルギー安全保障を確保する原子力エネルギーの潜在性を認識する。
P9	軍事の排出量をもたらす破壊的な影響を強調し、その最小化と段階的廃止を約束する		* 言及なし
P9	2030年までに自動車・バンの全販売車両を100%脱炭素化すると約束する	P10／ 気候	我々は、2035年まで又は2035年以降に小型車(LDVs)の新車販売の100%又は大宗を排出ゼロ車両(ZEV)にすること、2035年までに乗用車の新車販売の100%を電動車とすること、関連するインフラ及び持続可能なバイオ燃料や合成燃料を含む持続可能なカーボンニュートラル燃料を促進することを目的とする国内政策を含め、我々のそれぞれが保有車両を脱炭素化するために取る様々な行動を強調する。
気候変動の影響への対処			
P9	COP27で設立された「損失と損害」基金への新規かつ追加的で適切な資金としてG7が応分の額を拠出し、利用可能な贈与支援の規模を拡大し、同基金をCOP28までにタイミング良く運用化すること	P12／ 気候	我々は、世界的な気候変動の悪影響を警戒し、特に最も脆弱な国々に対して、損失と損害を回避し、最小化し、これらに対処するための行動と支援を増加させる。これには、パリ協定第8条の文脈で気候変動の悪影響に特に脆弱な途上国のための基金を含む、新たな資金面での措置を設立する国連気候変動枠組条約第27回締約国会議(COP27)/パリ協定第4回締約国会合(CMA4)決定の実施や、「G7気候災害対策支援事例集」で特定された支援の提供が含まれる。
P9	現在と将来の世代のために国際法に基づき気候を保護する義務を強化するため、気候変動問題を国際司法裁判所に付託する		* 言及なし

	という、バヌアツが主導し他の118カ国が支持した国連総会決議を支持すること		
P9	気候変動に適応し、人間を中心に据えた持続可能な開発モデルに一足飛びに進むための資金、技術、能力をグローバル・サウスに提供するという、顕著な気候資金のコミットメントを履行すること	P9／ 気候	我々は、国の状況を考慮し、多様かつ現実的な道筋を通じて、気候変動に強靱で、循環型で、ネイチャーポジティブな経済及びネット・ゼロGHG排出への移行を支援することを含め、排出削減を加速するために、途上国及び新興国に関与する。
P9	極端な気候条件下でのリスク防止の意識と能力を高めること		* 言及なし
P9	脆弱な人々やコミュニティ(女性、若者、子ども、障がい者、先住民、民族、貧困層、高齢者、農村コミュニティ、その他差別を受けている人々)の気候適応能力を強化すること	P10／ 気候	気候変動がもたらす脅威の増大に直面する中、気候変動に脆弱なグループの支援は、人間の安全保障を確保し、強靱で持続可能な開発を実現するために不可欠である。
		P11／ 気候	気候変動適応、気候災害リスク削減、応急対応、及び復旧・復興、及び早期警戒システムの強化を通じて、気候変動に脆弱なグループの強靱性を強化するための支援を増加させ、強化し続ける。
		P12／ 気候	我々は、世界的な気候変動の悪影響を警戒し、特に最も脆弱な国々に対して、損失と損害を回避し、最小化し、これらに対処するための行動と支援を増加させる。
P9	脆弱な人々が、きれいな空気、水と衛生、食料、健康、適切な住居のある安全で住みやすい世界にアクセスできるよう支援すること		* 言及なし
P9	気候変動が原因で移住せざるを得なくなったり逆に移動できなくなったりしたために強制労働や人身売買に陥りやすくなることを、各国の気候適応／損失と損害対応のための開発計画に盛り込むよう求めること	P10／ 気候	気候変動がもたらす脅威の増大に直面する中、気候変動に脆弱なグループの支援は、人間の安全保障を確保し、強靱で持続可能な開発を実現するために不可欠である。我々は、早期警戒システムに関連した「気候リスクに対するグローバル・シールド」及び他のイニシアティブや気候変動に対する強靱性を取り入れた借入条項の導入を通じたものを含め、気候変動適応、気候災害リスク削減、応急対応、及び復旧・復興、及び早期警戒システムの強化を通じて、気候変動に脆弱なグループの強靱性を強化するための支援を増加させ、強化し続ける。
P9	気候変動が原因で強制労働や人身売買に陥りやすくなることへの対処に、気候資金を配分するよう求めること	P11／ 気候	我々は、意味のある緩和行動及び実施に関する透明性の文脈において、2020年から2025年にかけて年間1,000億米ドルの気候資金を合同で動員するという先進締約国の目標に対する我々のコミットメントを再確認する。我々は、2023年にこの目標を完全に達成するために、他の先進締約国と協働する。
生態系の保全と回復			
P9	健全な地球を維持しすべての人々に不可欠な恩恵をもたらすため、生態系の健全性と権利に基づくアプローチを基に、陸域・海洋の生態系の保護、保全、回復を優先すること。	P14／ 環境	我々は、2030年までに森林の消失と土地の劣化を阻止し反転させるというコミットメントを改めて表明し、森林を始めとする陸域生態系の保全及びその回復を加速させるとともに、持続可能なバリューチェーン

			ン及びサプライチェーンを支援し、持続可能な森林経営と木材利用を促進することにコミットしている。我々は、特に、炭素及び生物多様性の重大な貯蔵を有する国において、「森林、自然及び気候に関するカントリーパッケージ」を通じた我々の提案の調整によるものを含め、まずは森林を中心として、炭素貯蔵量が多く生物多様性に富む生態系の保護、保全、回復を支援する統合的な解決策を提供するため、高い野心をもって協働する。我々は、関連商品の生産に関する森林減少並びに森林及び土地の劣化のリスクを低減し、この問題に関する様々なステークホルダーとの協力を強化するための取組を継続することにコミットする。我々は、適切であれば、これを支援するための更なる規制の枠組又は政策を策定する。
P9	エコサイド(環境虐殺)を国際的な犯罪とし、エコサイド法を広く批准するように提唱すること		* 言及なし
P9	国家および国際的な政策と計画の全体にわたって、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」と「パリ協定」の目標とターゲットを組み込むこと	P13／ 環境	我々は、人間の幸福、健全な地球及び経済の繁栄の基礎となる、生物多様性の損失を2030年までに止めて反転させるための歴史的な昆明・モントリオール生物多様性枠組(GBF)の採択を歓迎し、その迅速かつ完全な実施と各ゴール及びターゲットの達成にコミットする。
P9	生物多様性の損失を止めることを国家計画や外交政策の目標に組み込むこと	P8／ 気候	我々の地球は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機並びに進行中の世界的なエネルギー危機からの未曾有の課題に直面している。我々は、この勝負の10年に行動を拡大することにより世界の気温上昇を摂氏1.5度に抑えることを射程に入れ続け、2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させ、エネルギー安全保障を確保するとともに、これらの課題の相互依存性を認識し、シナジーを活用することで、パリ協定へのコミットメントを堅持する。
P9	生物多様性の資金に少なくとも年間7,000億ドルの不足があることを認識し、公的資金の規模拡大、有害な補助金の転用、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」および生物多様性の「2050年ビジョン」と整合した資金の流れを約束すること	P13／ 環境	我々は、人間の幸福、健全な地球及び経済の繁栄の基礎となる、生物多様性の損失を2030年までに止めて反転させるための歴史的な昆明・モントリオール生物多様性枠組(GBF)の採択を歓迎し、その迅速かつ完全な実施と各ゴール及びターゲットの達成にコミットする。
P9	2021年の「2030年自然協約(NatureCompact)」の履行を通じて、森林破壊および生物多様性の損失と闘う取り組みを拡大すると約束すること。また、「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言」が、しっかりした環境・社会基準に沿って迅速に実施されるようにすると約束すること		* 言及なし
P9	生物多様性保全と気候変動対策の相乗効果を生む政策を優先し、質の低いオフセットスキームなどの危険な手段やトレードオフを回避すること	P10／ 気候	我々は、国際民間航空機関(ICAO)の国際航空のためのカーボン・オフセット及び削減スキーム(CORSIA)を基礎として、持続可能な航空燃料(SAF)の導入促進、新技術の導入及び運航の向上への取組を行うことを含め、2050年までに国際航空からのCO2排出実質ゼロを目指すICAOの目標の達成に向けた世界的な取組を加速することにコミットする。

P9	2030年までに世界の海洋の30%を保全・保護し、南極海で海洋保護区のネットワークを構築するなど、2022年にドイツで採択された「G7オーシャンディール」を履行する取り組みを続けること	P12-13／ 環境	我々は、G7オーシャンディールに基づき、クリーンで、健全かつ生産的な海洋の実現に向けて行動することにコミットする。我々は、違法・無報告・無規制(IUU)漁業を終わらせるという我々のコミットメントを再確認し、この現象にあらゆる側面から取り組むため、途上国への支援や我々の関連機関間の政策調整の強化を含めた更なる行動を取り、それらの関連機関に対し、本年末までこの問題に関する進捗の評価を指示する。特に、我々は、国連食糧農業機関(FAO)の違法漁業防止寄港国措置協定(PSMA)の非締約国に対し、PSMAの更なる世界的な受容と効果的な実施のため、加入を奨励する。我々は、国連海洋法条約(UNCLOS)の下での、国家管轄権外区域の海洋生物多様性(BBNJ)の保全及び持続可能な利用に関する法的拘束力を有する国際文書の交渉が妥結したことを歓迎し、その迅速な発効と実施を求める。
P9	共有された環境で人・動物・植物の健康が互いに関係し合っていると認識する、「ワン・ヘルス」(OneHealth)のガバナンスプロセスを採用すること	P24／ 保健	我々はまた、統合的な取組を通じて、全体的なワンヘルスアプローチを適用することにより、気候変動、生物多様性の損失及び汚染によって悪化するものを含む国際保健上の脅威に対処することへのコミットメントを改めて表明する。
P9	2022年7月に国連総会で採択され、COP27の「シャルム・エル・シェイク実施計画」文書で支持された、クリーンで健全で持続可能な環境にアクセスする普遍的人権を優先させること。決議は国家、国際機関、企業に対し、すべての人々に健全な環境を確保する取り組みを拡大するよう求めている		* 言及なし
P9	カーボンオフセットが気候や生物多様性、すべての生命に多大なリスクをもたらすと認識し、自然を活用した解決策への投資はすべて、人権および先住民族の権利を最優先にした最高の社会・環境基準を満たすようにすること		* 言及なし
P9	日本に対し、事故の起きた福島第一原子力発電所から放射性物質を含む処理水130万トン太平洋に放出する計画を中止するよう要請すること	P17／ エネルギー	我々は、東京電力(TEPCO)福島第一原子力発電所の廃炉作業の着実な進展とともに、科学的根拠に基づき国際原子力機関(IAEA)とともに行われている日本の透明性のある取組を歓迎する。我々は、同発電所の廃炉及び福島復興に不可欠である、多核種除去システム(ALPS)処理水の放出がIAEA安全基準及び国際法に整合的に実施され、人体や環境にいかなる害も及ぼさないことを確保するためのIAEAによる独立したレビューを支持する。
食料安全保障の強化と持続可能な食料システムの実現			
P10	生物多様性と健康的で栄養価のある食料のため、持続可能なアグロエコロジー(生態系・生物多様性に配慮した農業)と漁業を促進すること	P21／ 食料安全保障	我々は、地方、地域、世界の食料サプライチェーンの強化、多様化、持続可能性の確保、及び構造的ボトルネックの解消を通じた、包摂的で、強靱で持続可能な農業と食料システムの確立が急務であるこ

			とを認識する。これには、既存の国内農業資源を活用し、貿易を促進することによる現地生産能力の向上、気候変動への適応と緩和及び生物多様性の保全を伴う持続可能な生産性向上、並びに持続可能な食料消費が含まれる。
P10	小規模農家や女性に重きをおいてアグロエコロジーを推進することにより、持続可能な食料システムと、健康的で気候に配慮した食事をとる権利への公正で包括的な移行を確保すること	P21／ 食料安全保障	我々は、地域や環境、農業の条件に適し、小規模農家を含む全てのステークホルダーに利益をもたらす、幅広いイノベーションと技術を推進する。
P10	有害な補助金を停止し、労働者と小規模農家の人権を守りながら、飢餓と栄養失調をなくすようにすること	P13／ 環境	我々は、遅くとも2030年までに生物多様性の保全と持続可能な利用のための有益なインセンティブを拡大しつつ、2025年までに補助金を含む生物多様性に有害なインセンティブを特定し、その方向転換又は廃止を図り、遅滞なく初期措置を講じる。
P10	農村開発において女性への資金提供と投資を増やし、スキル構築を支援し、市場、資源、資産、信用、作物と家畜の多様化へのアクセスを促進すること	P21／ 食料安全保障	我々は、人間一人ひとりに焦点を当て、各人が手頃な価格で、安全、十分かつ栄養がある食料への安定的なアクセスを可能にすることが不可欠であるという見解を共有する。全ての人が十分な食料への権利を漸進的に実現するために、我々は、短期的な食料危機への対応から、食料システムを持続可能なものとするための中長期的な取組といった食料安全保障のあらゆる側面において、女性や子どもを含む最も脆弱な人々を保護、支援する必要性を確認する。
サーキュラー・エコノミー(循環経済)の実現			
P10	地方および国レベルでサーキュラー・エコノミーへの移行を奨励すること。また、廃棄物を削減するため、修理する権利を認め、消費財企業の生産量を規制すること	P9／ 気候	持続可能で包括的な経済成長及び発展を確保し、経済の強靱性を高めつつ、経済及び社会システムをネット・ゼロで、循環型で、気候変動に強靱で、汚染のない、ネイチャーポジティブな経済へ転換すること、及び2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させることを統合的に実現することにコミットする。
P10	建設業を含むすべてのセクターで4R、特にリデュース(削減)とリユース(再利用)を推進すること	P12／ 環境	我々は、持続可能で包括的な経済成長及び発展を確保し、経済の強靱性を高めつつ、経済及び社会システムをネット・ゼロで、循環型で、気候変動に強靱で、汚染のない、ネイチャーポジティブな経済へ転換すること、及び2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させることを統合的に実現することにコミットする。我々は、バリューチェーンにおける資源効率性及び循環性の向上が一次資源の使用量を削減し、気候変動やその他の環境目標の達成に貢献することを強調し、ステークホルダー、特に企業に対し、そうした行動を強化することを奨励する。したがって、我々は、循環経済・資源効率性原則(CERP)を承認する。我々は、サプライチェーンにおける循環性を高めつつ、国内及び国際的な重要鉱物や原材料、その他の適用可能な原料の環境上適正で、持続可能かつ効率的な回収及びリサイクルを増やす。

P10	プラスチック生産量を削減する政策を推進すること。	P1／ 前文	我々のエネルギー部門の脱炭素化及び再生可能エネルギーの展開を加速させることで地球を保全し、プラスチック汚染をなくし海洋を保護する。
		P13／ 環境	我々は、2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせることにコミットしている。これを念頭に、我々は、包括的なライフサイクル・アプローチを踏まえ、我々の行動を継続し、発展させることを決意する。我々は、政府間交渉委員会(INC)のプロセスを支持し、プラスチックのライフサイクル全体をカバーする法的拘束力のある国際文書の作業を2024年末までに完了することを目的としたパリでの次回交渉に期待し、野心的な成果を求める。我々は、2025年に開催される国連海洋会議までに、これらの課題及び海洋保護に関するより幅広い議題について、できる限り進展させる。
P10	廃棄物をリサイクルし、天然資源を節約すること	P12／ 環境	我々は、バリューチェーンにおける資源効率性及び循環性の向上が一次資源の使用量を削減し、気候変動やその他の環境目標の達成に貢献することを強調し、ステークホルダー、特に企業に対し、そうした行動を強化することを奨励する。したがって、我々は、循環経済・資源効率性原則(CEREP)を承認する。我々は、サプライチェーンにおける循環性を高めつつ、国内及び国際的な重要鉱物や原材料、その他の適用可能な原料の環境上適正で、持続可能かつ効率的な回収及びリサイクルを増やす。
P10	サーキュラー・エコノミーから有害化学物質含有のプラスチックのリサイクルを排除すること		* 言及なし
P10	マイクロプラスチックを規制すること。マイクロプラスチックが人間の健康に及ぼす影響が懸念されている		* 言及なし
P10	気候変動に立ち向かい生物多様性を保全する手段として、消費パターンを変えること	P9／ 気候	我々は、供給側の措置について更なる行動をとるとともに、インフラや材料の使用の変更の促進、最終用途技術の採用、持続可能な消費者選択の促進といった需要側における更なる脱炭素化の取組の必要性を認識する。
環境政策への分野横断的視点の融合			
P10	先住民族、若者、女性、移民、地域社会、周縁化されたコミュニティが気候・環境政策の意思決定に参加するよう促し、そのスキル構築を支援し、市場、資源、資産、信用へのアクセスを促進すること		* 言及なし
P10	女性と少女が、ジェンダーと市場に対応し...持続可能で、安全で、やりがいがあり、尊厳のある仕事に従事できるように、低炭素に移行するためのスキルと雇用に投資を行うこと	P25／ 労働	我々はまた、質の高い雇用の創出、社会的保護への普遍的なアクセス、労働市場におけるジェンダー平等の更なる改善に向けて取り組む。

P10	ジェンダー平等を阻害する社会規範が非常に多く残っている、家庭レベルでの変化を目指した政策を実施すること	P26／ ジェンダー	我々のコミットメントを前進させるために、我々は、統合への取組を強化し、我々の社会の実質的な変革のためのジェンダー主流化を深化させることにより、ジェンダー平等問題の断片化と疎外化を克服する必要性を強調する。
P10	10代の若者が気候の緩和と適応に関して持つ知識・スキルを強化し、環境と気候・生態系の危機に関して年齢に応じた地球規模の教育を提供すること		* 言及なし
P10	包摂的な平等かつジェンダー・トランスフォーマティブな気候教育の拡大に対して投資を増やし、知識、スキル、態度、行動を形成すること		* 言及なし
P10	脆弱な人々に対して親切で、科学的知識に必ずしも精通していないすべての市民に有益な情報共有を支援すること。できるだけ情報の透明性と共有を促進すること		* 言及なし
P10	気候変動に立ち向かうため、保健政策及び環境・保健の相乗効果をもたらす政策において地球の健康を優先すること	P24-25／ 保健	我々はまた、統合的な取組を通じて、全体的なワンヘルスアプローチを適用することにより、気候変動、生物多様性の損失及び汚染によって悪化するものを含む国際保健上の脅威に対処することへのコミットメントを改めて表明する。
金融システムの変革			
P10	今日の金融機関・システムは、気候危機を加速させ続け、不平等と不公正な行為を悪化させており、今すぐ必要とされる移行に資金を提供するには不適切だと認識すること	P12／ 環境	我々は、資金動員における国際金融機関(IFIs)の重要な役割を強調し、それらの政策、投資、運営及びガバナンスにおいて気候及び環境問題を主流化することを求める。
P10	世界銀行と国際通貨基金(IMF)を改革するために、ガバナンスの影響力を生かすこと	P1／ 前文	国際開発金融機関(MDBs)改革を加速させる。
		P6／ 世界経済・金融、持続可能な開発	我々は、MDBs及び開発金融機関(DFIs)に対し、MDB改革の実施を通じたものを含め、民間資金を活用する能力を高めるための取組を加速させることを奨励する。この点で、我々は、貧困削減と繁栄の共有の達成に不可欠である、気候変動、パンデミック、脆弱性、紛争といった国境を越えた課題によりよく対処するために、ビジネス・モデルを見直し、変革するためのMDBsの改革に関する進行中の作業を強く支持し、加速させることを奨励する。この改革は、既存の資本の最も効率的な使用を伴わなければならない。
P10	持続可能な開発のための2030アジェンダ/SDGsを達成できるレベルまで債務を削減し、求められる気候行動と社会サービスへの投資を拡大するのに必要な財政余力を創出する必要があると認識すること	P5／ 世界経済・金融、持続可能な開発	我々は、SDGs達成に向けた進捗の後退を反転させるために、主導的な役割を果たすことを決意する。我々は、2023年がSDGs達成に向けた振り返り地点であることを認識しつつ、9月のSDGサミットの重要性を強調し、成功に向け野心的に貢献する。我々は、国際協力を再活性化し、多国間主義を強化することへのコミットメントを改めて表明する。我々は、持続可能な開発のための2030アジェンダとアディ

			アベバ行動計画(AAAA)の実施を加速し、その実施に当たっては、地域主導の開発を通じたものを含め、包括的かつジェンダー分野を変革するような方法で行う。我々はまた、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、新しい時代の人間の安全保障の概念を推進する。我々は、グローバルな課題に取り組む上で、開発協力と国際的なパートナーシップが果たす重要な役割や、国際的なパートナーとの連帯の必要性を強調する。我々はまた、持続可能な開発のための資金ギャップに対処するために、既存の資金の効率的な使用及び国内資金の更なる動員並びに民間金融資産の動員を求める。我々は、一部の国が採用している国民総所得(GNI)に対する政府開発援助(ODA)比0.7%目標のようなそれぞれのコミットメントの重要性を認識し、革新的資金調達メカニズムを含むODAの増加とその触媒的な利用の拡大のための継続した取組の必要性を強調する。
P10	ODAや気候資金のコミットメントに追加的で新規の資金源の拡大を通じて、低所得国から高所得国への国家間および国内の富の流れを広範囲にわたり逆転させる一環として、「汚染者負担原則」(PPP)に沿った化石燃料産業への課税を強調し、実施すること	P10／ 気候	我々は、意味のある緩和行動及び実施に関する透明性の文脈において、2020年から2025年にかけて年間1,000億米ドルの気候資金を合同で動員するという先進締約国の目標に対する我々のコミットメントを再確認する。我々は、2023年にこの目標を完全に達成するために、他の先進締約国と協働する。我々は、GHG低排出であり、かつ気候に対して強靱な開発に向けた道筋に資金の流れを整合させることを含め、世界的な取組として、官民を問わず、多様な資金源から、パリ協定の目標の達成に貢献する、野心的で目的に沿った新規合同気候資金数値目標(NCQG)に関する議論を歓迎する。我々は、G7の重要な役割及び先進締約国が気候資金の動員を主導すべきであることを認識し、能力を有するがまだ国際気候資金の現在の提供者ではない全ての国及びステークホルダーが、この世界的な取組に貢献する必要性を強調する。
P11	開発途上国への気候適応資金の供与を2025年までに倍増させると改めて約束すること	P11／ 気候	我々はまた、MDBsに対し、改定され強化された2025年予測を発表し、野心的な適応資金目標にコミットするよう要請するとともに、G7以外の国に対し、民間資金を含む適応資金の供与と動員の拡大を求める。

3. 公正な経済への移行

C7政策提言書		G7首脳コミュニケ	
該当ページ	内容	該当ページ	内容
債務の救済と再編			
P12	民間債権者が多国間債務再編協定を後退させることを防ぐ、拘束力のある国内法を施行すること	P5-6/ 世界経済・金融、持続可能な開発	我々はまた、民間債権者が、措置の同等性の原則に沿って、公平な負担を確保するために、債務措置を少なくとも同程度の条件で提供することの重要性を強調する。我々は、気候変動の影響に直面する債務者に対するセーフティネットを強化するために、「気候変動に対する強靱性を取り入れた借入条項(CRDC)」の発展を歓迎する。我々は、この論点に関する我々の財務大臣による作業を歓迎し、より多くの債権者が融資契約にCRDCを組み込むことを奨励する。債務データの正確性と透明性を高めるため、我々は、全ての公的・民間債権者が、債務データの正確性の分野におけるG20のイニシアティブを更に前進させることを含め、債務データ突合のためのデータ共有の取組への参加を促す。
P12	債務帳消しを必要とする脆弱な途上国に対し、迅速で包括的な債務帳消しを支援すること	P5/ 世界経済・金融、持続可能な開発	我々は、債務持続可能性に対する深刻な課題がSDGs達成に向けた進捗を損なっており、低・中所得国がロシアによるウクライナに対する侵略戦争やより広範なグローバルな課題から偏って影響を受けていることを引き続き懸念する。我々は、こうした国々の債務脆弱性に対処する緊急性を再確認し、参加者に明確性を与えながら、予測可能かつ、適時に、秩序だった方法で連携した「債務支払猶予イニシアティブ(DSSI)を越えた債務措置に係る共通枠組」の実施を改善するためのG20の取組を完全に支持する。我々は、IMF理事会による、ガーナに対するプログラムへの最近の承認を歓迎する。共通枠組を越えて、中所得国(MICs)の債務脆弱性は、多国間の協調によって対処されるべきである。この点において、我々は、フランス、インド及び日本の3か国の共同議長の下、スリランカのための債権国会合が立ち上げられたことを歓迎し、MICsの債務問題に対処するための将来の多国間の取組の成功モデルとして、迅速な解決を期待する。
P12	すべての低・中所得国が利用でき、自動的な債務停止の執行が可能かつあらゆる債権者が含まれる債務再編メカニズムを確立するため、国連での多国間交渉を開始し、支持すること。債務再編プロセスと十分な債務削減を促すため、債権者と債務国の債務の透明性と説明責任を推進すること	P7/ 世界経済・金融、持続可能な開発	我々は、透明で公正な開発金融を促進し、債務の透明性及び持続可能性、公正な審査、選択及び質の高いインフラ投資のための貸付慣行といった既存の原則の実施におけるギャップに対処するために協働するとの決意を共有した。この点、我々は、全ての主体に対し、質の高いインフラ投資に関するG20原則、G20持続可能な貸付に係る

			実務指針、OECD国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約、OECD多国籍企業行動指針を含む、国際ルール、スタンダード及び原則を遵守することを求める。これらのルール、スタンダード及び原則には、インフラ投資の健全性を保護するための措置も含まれる。
P12	IMFの課徴金を撤廃すること		* 言及なし
P12	債務契約が気候災害などの外的ショックといったリスクを応分に引き受けるようなインセンティブを調整すること	P4-5/ 世界経済・金融、持続可能な開発	我々は、気候変動を含む脆弱性への対処を強化することにより、貧困をより効果的に削減するために、国際金融機関、二国間パートナー及び民間部門からの追加的な資金を動員するための開発資金ツールキットを強化するよう努める。
金融へのアクセス(SDR、ODAなどの譲許的資金)			
P13	2兆ドル規模の新規の特別引出権(SDR)の割り当てと、よりの絞った形で途上国を支援するように差異のある割り当て基準を設定するプロセスを主導すること。	P6/ 世界経済・金融、持続可能な開発	我々は、特別引出権(SDRs)の自発的な融通又は同等の貢献を通じて最も必要としている国々を支援するための共同の取組を更に前進させた。我々は、日本とフランスによる追加のプレッジが、我々のこれまでの貢献やコミットメントと合わせて、1,000億米ドルの世界的な野心を射程に入れたことを歓迎し、既存のプレッジの履行を求め、野心の達成のために全ての意欲ある、貢献可能な国からの更なるプレッジを求める。
		P6/ 世界経済・金融、持続可能な開発	我々は、国内の法的枠組とSDRの準備資産としての性格と地位を保持する必要性を尊重しつつ、MDBsを通じたSDRの自発的な融通を可能にするため実行可能な選択肢をさらに模索する。
P13	債務の持続可能性を保護しながら、国際開発金融機関(MDB)の融資を拡大すること。	P6/ 世界経済・金融、持続可能な開発	我々はまた、MDBsに対し、政策及び知識面の支援を最大限に活用し、国内資金や民間資金の動員及び民間部門の関与を促進するための強化されたアプローチを模索するよう求める。
P13	ODAの0.7%目標を再確認し、この目標を新規かつ追加的な資金源や、金融取引税を含め国際連帯税のような革新的な資金源で達成するための明確なスケジュールに合意すること	P5/ 世界経済・金融、持続可能な開発	我々は、一部の国が採用している国民総所得(GNI)に対する政府開発援助(ODA)比0.7%目標のようなそれぞれのコミットメントの重要性を認識し、革新的資金調達メカニズムを含むODAの増加とその触媒的な利用の拡大のための継続した取組の必要性を強調する。
P13	すべての人々がアクセス可能な社会保障とケアエコノミーを優先して重要な資源が投資されるよう後押しすること	P25/ 労働	COVID-19のパンデミックは、女性及び女兒に不均衡に影響を与え、有給及び無給のケアワークが我々の社会と経済の機能において果たしている不可欠な役割を示しつつ、ケアワークの不平等な負担がジェンダー不平等の主要な原因となっていることを浮き彫りにした。我々は、有給及び無給のケアワークや家事の不平等な分担といった根本的な差別的な社会規範やジェンダー規範に取り組み、育児休暇を含む社会保障の促進と保護、インフラや長期ケアへのアクセスの促

			進を含む育児や他の分野のケアワークやケア経済への支援を提供することにコミットする。特に、我々は、親が仕事並びに家庭及び私生活を両立させ、社会のあらゆる分野に積極的に貢献できるよう、親であることの保護を支援し促進する必要性を再確認する。我々はまた、ケアの需要を満たすために十分な仕事を創出しつつ、無償ケアを認識し、削減し、再分配すること、ケア労働者に公平に報酬を支払い、社会対話と団体交渉においてケア労働者に代表性を与えることの必要性を強調する。
国際租税アーキテクチャーと政策			
P13	普遍的な国連租税枠組条約および世界的な租税機関に向けた動きを支持すること。	P4／ 世界経済・金融、持続可能な開発	我々は、OECD/G20包摂的枠組による経済のグローバル化及びデジタル化に伴う課税上の課題に対応し、より安定的で公正な国際課税制度を確立する二つの柱の解決策の迅速かつグローバルな実施に向けた我々の強い政治的コミットメントを再び強調する。
P13	不正な資金の流れと税金の不正支出を抑制するために、包括的な受益者登録制度を導入すること	P33／ テロリズム、暴力的過激主義、国際的な組織犯罪への対応/法の支配の堅持/腐敗対策	国際的な腐敗対策の義務と基準を精力的に実施し、関連する地域及び国際機関を通じたものを含む法執行に関する協力を強化し、腐敗した当事者の責任を問うため、より強力で統一されたアプローチを追求する。我々は、民主的制度の健全性と透明性のために実質的支配者の透明性が重要であることを想起し、実質的支配者を登録する機関の設立及び強化においてアフリカのパートナーを支援する重要性を再確認する。
P13	国際開発政策のあらゆる手段にわたって、ジェンダー平等の予算編成プロセス、配分、租税政策を追求すること	P30／ ジェンダー	我々は、ジェンダー平等アドバイザリー評議会(GEAC)の活動を歓迎し、その更なる強化に期待する。我々は、ジェンダー・ギャップに関するG7ダッシュボードの最初の改訂と、ジェンダー平等を前進させるための過去のG7のコミットメントを監視することを目的とする、最初の実施報告書の本年の公表を期待している。
貿易と投資			
P13	公平・公正かつ持続可能で包摂的な貿易ルールを支持する多国間フォーラムとして、世界貿易機関(WTO)を再構築すること	P18／ 経済的強靱性及び経済安全保障	我々は、世界貿易機関(WTO)を中核とするルールに基づく多角的貿易体制に基づき、貿易を円滑化し、経済的強靱性を促進するため、国際的なルール及び規範を推進していく。
P13	現在の「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS協定)の免除について再交渉すること。低所得国が、国民が引き続き必要とするワクチンを生産・調達し、将来のパンデミックに立ち向かえるようにする、効果的な国際パンデミック条約について協議すること。	P22／ 保健	我々は、パンデミックのPPRを強化するためには、公平性を指針として国際規範及び規則を強化することが不可欠であることを再確認しつつ、2024年5月までの採択を目指したWHOCA+の交渉及びIHRを強化するための対象を絞った改正に関する交渉に、全てのステークホルダーと共に貢献し、そのモメンタムを維持するとのコミットメントを改めて表明する。

P13	投資家が民間仲裁裁判所で国を訴えることを認める国際的な投資協定を終了させるようコミットすること。		* 言及なし
P14	G7諸国に本社を置いており、ロシアとの貿易を続け税金を支払うことで戦争行為を支援している企業約1,000社に対し、市場に関する指導を実施すること		* 言及なし
ビジネスと人権／労働			
P14	ビジネスと人権に関する法的拘束力のある国連条約を支持すること	P31／ 人権、難民、移住及び民主主義	我々は、G7内外においてビジネスと人権に関する議論を深める必要性を認識し、企業活動及びグローバル・サプライチェーンにおける人権及び国際労働基準の尊重の確保並びにビジネスのための強靱性、予見可能性及び確実性の更なる向上に向けて、情報交換の加速を含む協力及び共同の取組を強化する意図を有しており、他者に対し、我々のこれらの取組に参加するよう求める。
P14	義務規定としての人権・環境のデューデリジェンス法を採択し、施行すること。これは、既存の国際基準をモデルとし、責任条項を含むとともに、企業に対し、あらゆる段階で安全で意味のあるステークホルダーエンゲージメントを行い、人権活動家を保護したりするなどして、バリューチェーン全体にわたって被害を特定・防止・軽減するよう義務づけるものである	P26／ 労働	グローバル・バリューチェーンにおける国際労働基準及び人権、特に国際労働機関(ILO)によって採択された基本条約の尊重を確保すること、また、技術協力によるものを含む、SDGの目標8に沿ったディーセント・ワークの促進にコミットする。我々は、あらゆる形態の強制労働と児童労働の実効的な廃止へのコミットメントを改めて表明する。我々は、グローバル・サプライチェーンからあらゆる形態の強制労働を撤廃するために、我々の協力と共同の取組を強化するための措置を講じることを再確認する。我々は、立法、規制、インセンティブ及び企業へのガイダンスを通じたものを含め、義務的及び自主的措置のスマートミックスを通じて、グローバル・サプライチェーンにおいて、ディーセント・ワークを引き続き促進し、権利保有者を引き続き保護し、実行可能であり、かつ既存の政策的アプローチに付加価値を与えるような、国際的な合意に基づく法的拘束力のある措置に関するアイデアと選択肢を模索するため、全ての関連するステークホルダーと緊密に協議し、国連及びILOにおける議論に建設的に取り組むことにコミットする。
P14	民間や国が課す強制労働が絡んだ製品に対して輸入規制を導入・強化したり、その規制逃れに対処したりするなど、児童労働と強制労働を根絶するために行動をとること		* 言及なし
P14	すでに適切な措置を制定している国での効果的な実施が損なわれないように、世界的に同様な立法が進むようにすること		* 言及なし
P14	世界的にNAPの導入を奨励するなどして、NAPを策定、実施し、定期的に更新すること		* 言及なし
P14	移住労働者が、より安全で合法的な労働力移動の手順に沿って、移住先でディーセント・ワークの機会を享受できるようにさまざまな障壁を取り除くこと。転職の自由を必要十分に確保するため、就労ビザと居住ビザを分離すること	P7／ 世界経済・金融、持続可能な開発	我々は、食料安全保障及び栄養並びに難民及び移住に関するG7の開発関連のコミットメントをフォローアップする2023広島進捗報告書を承認する。

		P32／ 人権、難民、移 住及び民主主 義	我々は、世界における安全で、秩序ある、正規の移住を確保することへのコミットメントを再確認する。我々は、移民が我々の国にもたらし得る重要な経済的及び社会的利益を認識する。我々は、移民としての地位にかかわらず、人権及び基本的自由への最大限の尊重を確保することにコミットする。我々は、陸路や海路を含む、非正規かつしばしば非常に危険を伴う移住の防止にコミットしている。我々は、最も脆弱な人々から利益を得て、移民や庇護申請者の違法な移住及び危険な移動を助長する組織犯罪ネットワークに対処するための共同の取組にコミットする。我々は、人命を危険にさらし、G7パートナーの国内治安にリスクをもたらすこの冷酷な犯罪行為に対する断固たる対処を求める。この観点から、我々は、人身取引及び密入国に従事する者の犯罪及び搾取活動を可能にするサプライチェーンを分断するための協力を含め、組織犯罪ネットワークのビジネス・モデルを破壊するための取組を強化する。この目的で、我々は、関係閣僚に対し、根本原因への我々の理解向上のためのパートナーシップを深化させ、この複雑な課題に対処するため、世界中のパートナーと協働するよう指示する。
P14	ジェンダーや年齢、人種、障害、労働市場の形式による差別と差別的労働基準に対処すること	P25／ 労働	我々は、有給及び無給のケアワークや家事の不平等な分担といった根本的な差別的社会規範やジェンダー規範に取り組み、育児休暇を含む社会保障の促進と保護、インフラや長期ケアへのアクセスの促進を含む育児や他の分野のケアワークやケア経済への支援を提供することにコミットする。
P14	社会保障を拡大し、移住労働者を含む脆弱な労働者とその家族を保護すること		
デジタル経済			
P14	プライバシー、個人データ、知る権利を保護するような、人権に沿った枠組みにコミットすること。労働者と利用者の双方に対する監視技術の移転の一次停止を受け入れること	P29／ デジタル	我々は、包摂的な開発を促進し、デジタル専門家のより大きな雇用と移動を可能にし、セキュリティ、相互運用性、個人データの保護及びジェンダー平等を含む人権の尊重がグローバルな連結性に組み込まれることを確保しつつ、公平性、普遍性及び廉価性の原則の下、デジタル・アクセスを拡大するために他の国々を支援するという我々のコミットメントを再確認する。
P14	デジタル産業・サービスで労働者や子ども、若者、女性の権利を守る政策措置を採用すること	P27／ デジタル	我々は、安全性及びセキュリティが優先されることや、各プラットフォームがそのプラットフォーム上で子どもの性的搾取や虐待の脅威に対処することを確保し、オンラインでの安全とプライバシーに対する子どもの権利を堅持しながら、テクノロジーの責任あるイノベーションと実装を推進するため、テクノロジー企業及び他の関連するステークホルダーと協働する。
P14	社会保障への応分な貢献を確保するための歳入増加・支出措置や、デジタルインクルージョンへのコミットメントなどを通じて、デジタル経済を奨励する政策を策定すること	P28／ デジタル	我々は、関係閣僚に対し、生成AIに関する議論を年内に行うために、包摂的な方法で、OECD及びGPAIと協力しつつ、G7の作業部会を通じた、広島AIプロセスを創設するよう指示する。これらの議論は、ガ

			バナンス、著作権を含む知的財産権の保護、透明性の促進、偽情報を含む外国からの情報操作への対応、これらの技術の責任ある活用といったテーマを含み得る。我々は、デジタル・技術大臣会合における「AIガバナンスの相互運用性を促進等するためのアクションプラン」を歓迎する。我々は、全ての産業及び社会部門において革新的な機会を提供し、持続可能性を促進し得るメタバースのような没入型技術及び仮想空間の潜在性を認識する。
P14	デジタル技術の開発・展開を監視するための、参加型で包摂的かつ透明性のある世界／地域メカニズムが早急に必要とされていると認識すること	P28／ デジタル	我々は、デジタル・技術大臣会合における「DFFT具体化のためのG7ビジョン及びそのプライオリティに関する附属書」及び「DFFT具体化に向けたパートナーシップのためのアレンジメントの設立」を承認する。我々は関係閣僚に対し、実質的な成果を実現するための作業を継続し、その後、我々に報告するよう指示する。我々は、民主的価値及び法の支配にコミットした国家間の越境データ流通における信頼性を高めるための手段として、「OECDの民間が保有する民間部門が保有するデータへの政府のアクセスに関する宣言」を歓迎する。

4. 国際保健

C7政策提言書		G7首脳コミュニケ	
該当ページ	内容	該当ページ	内容
ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)			
P17	プライマリー・ヘルス・ケア(PHC)に基づき、UHCの達成に向けて低中所得国への資金と投資を増大させること。保健医療に関する自己負担をなくすために支援を提供すること	P23／保健	我々は、2030年までにUHCを達成し、SDGの目標3への進捗を加速させることの重要性を強調しつつ、70年以上ぶりの世界的な平均寿命の低下を反転させることにコミットする。我々は、平時の保健システムを強化する取組の一環として、2025年末までにパンデミック前の水準より改善させることを達成するために、プライマリー・ヘルスケア(PHC)の支援、必須の保健サービスの発展及び回復を通じて、各国がUHCを達成できるよう、グローバルなパートナーと共に支援することに改めてコミットする。我々は、医療従事者の強化によるものを含め、各国がPHCの提供を強化することを支援することにコミットする。
P17	UHC達成に向けた重要なロードマップとして、HIV、結核、マラリア、ならびに非感染性疾患(NCDs)や顧みられない熱帯病(NTDs)をなくすことに再度コミットすること	P23／保健	我々は、人道的な状況における場合を含め、HIV/エイズ、結核、肝炎、マラリア、ポリオ、麻疹、コレラ、顧みられない熱帯病(NTDs)を含む感染症、薬剤耐性(AMR)、また、メンタルヘルス症状を含む非感染性疾患(NCDs)、全ての人の包括的な性と生殖に関する健康と権利(SRHR)の実現並びに定期予防接種、健康的な高齢化及び水と衛生(WASH)の促進といった、パンデミックによって大きく後退した様々な保健課題に対応する上でのUHCの不可欠な役割を再確認する。
P17	人々を中心としたコミュニティ主導かつジェンダー変革的なUHCの達成を確保するために、脆弱で疎外された人々およびその経験がある人々、高齢・認知症・NCDs・NTDsなど心身に不調をきたした人々をはじめとする人々の参加を促すこと。十分な医療サービスを受けられないコミュニティでUHCを達成するためには、健康の社会的決定要因に対処することが極めて重要である。各国政府と国際組織は、市民社会組織やコミュニティの参画を確保するために包摂的なガバナンスを実現しなければならない。UHCに欠くことのできない最も重要なPHCサービスの下で、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツ(性と生殖に関する健康と権利)を保証すること		
P17	「性と生殖・妊産婦・新生児・子ども・思春期の健康」(SRMNCAH)への投資を優先した、ジェンダー平等志向の保健システムを確保すること	P30／ジェンダー	我々はさらに、SRHRがジェンダー平等並びに女性及び女兒のエンパワーメントにおいて、また、性的指向及び性自認を含む多様性を支援する上で果たす、不可欠かつ変革的な役割を認識する。我々は、安全で合法的な中絶と中絶後のケアへのアクセスへの対応によるものを含む、全ての人の包括的なSRHRを達成することへの完全なコミットメントを再確認する。

P17	高齢期および認知症の人々の健康、予防措置、医薬品、および心理社会的支援をPHCに組み込むことにより、公平で権利に基づき、かつ人を中心に据えたライフサイクル・アプローチへ投資すること	P25／保健	我々は、認知症を抱える人々をケアするための政策及び資金投入を推進し、アルツハイマー病を含む様々な種類の認知症に対する疾患修飾の可能性がある治療薬の開発を歓迎する。
P17	医療対策および必要不可欠な医療用具への公平なアクセスを確保し、国による「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS)の柔軟性の活用を奨励し支援する。安全で尊厳のある医療を提供し、緊急事態やそれ以外でも不可欠な栄養支援を行うために、水と衛生(WASH)に投資すること	P28／デジタル	我々は、越境データ流通、情報、アイデア及び知識は、プライバシー、データ保護、知的財産保護、データ及びクラウドインフラに関するものを含む安全性に関連する課題を提起する一方で、より高い生産性、より大きなイノベーション、より良い持続可能な開発を生み出すことを再確認する。
P17	G7の取り組みを、国連ハイレベル会合(UNHLMs)のような他の多国間政策プロセスと連携させ、UHCとパンデミックへの予防・備え・対応(PPPR)を相互に関連した2つの目標と認識して、保健システムやコミュニティ医療システムの強化およびPHCを通じて計画・実施すること	P22／保健	我々は、WHOの主導的役割を強調しつつ、重複を回避し一貫性を確保するため、パンデミックへの対応に関する新たな法的文書(WHOCA+)、国際保健規則(IHR)の部分改正及び2023年9月のパンデミックの予防・備え・対応(PPR)に関する国連総会ハイレベル会合(UNGAHLM)を含む進行中の議論に留意しつつ、正当性、代表性、公平性及び有効性を確保する、保健分野の緊急事態のPPRのための、より協調的で持続的な首脳級のカバナンスに向けた政治的モメンタムを更に高めることにコミットする。
ジェンダーと保健			
P18	政策策定、監視、評価など、すべての意思決定プロセスへの女性の参加を確保することにより、従来の女性の健康と権利に関する国際協定と「女性差別撤廃条約」(CEDAW)を実行すること		* 言及なし
P18	SDGs目標5は極めて進捗が遅れている目標であることに留意し、目標5だけでなく、ターゲット3.7や5.6などジェンダーと保健に関連するその他のジェンダーに特化したSDGsのターゲットと指標を引き続き支持すること	P30／ジェンダー	我々は、安全で合法的な中絶と中絶後のケアへのアクセスへの対応によるものを含む、全ての人の包括的なSRHRを達成することへの完全なコミットメントを再確認する。
P18	脆弱で周縁化された女性のニーズに対処し、ジェンダー主流化に向けた適切な資源を確保すること	P31／ジェンダー	我々は、今後数年間にわたり、ジェンダー平等並びに女性及び女兒のエンパワーメントを促進する、我々の二国間で割当可能なODAの割合を共同で増加させるべくあらゆる努力をするという我々のコミットメントを再確認する。この観点から、我々は、専門家が作成した「ファクトシート:ネクサス・アプローチを通じたジェンダー主流化の促進」を歓迎し、この分野での更なる進展を期待する。
P18	特に、医療従事者や地域保健員について、女性の全体的なマルチセクターのエンパワーメントを促進すること		* 言及なし
P18	ジェンダー変革的アプローチを通じて健康政策を実行する		* 言及なし
P18	女性や少女の医療サービスへのアクセスを改善し、無償のケア労働をなくせるような、安全な環境を構築すること	P25／労働	COVID-19のパンデミックは、女性及び女兒に不均衡に影響を与え、有給及び無給のケアワークが我々の社会と経済の機能において果たしている不可欠な役割を示しつつ、ケアワークの不平等な負担が

			ジェンダー不平等の主要な原因となっていることを浮き彫りにした。我々は、有給及び無給のケアワークや家事の不平等な分担といった根本的な差別的な社会規範やジェンダー規範に取り組み、育児休暇を含む社会保障の促進と保護、インフラや長期ケアへのアクセスの促進を含む育児や他の分野のケアワークやケア経済への支援を提供することにコミットする。特に、我々は、親が仕事並びに家庭及び私生活を両立させ、社会のあらゆる分野に積極的に貢献できるよう、親であることの保護を支援し促進する必要性を再確認する。我々はまた、ケアの需要を満たすために十分な仕事を創出しつつ、無償ケアを認識し、削減し、再分配すること、ケア労働者に公平に報酬を支払い、社会対話と団体交渉においてケア労働者に代表性を与えることの必要性を強調する。
P18	ジェンダーに基づく暴力に対処し、司法へのアクセスを保証すること	P30-31／ジェンダー	我々は、紛争に関連した性的暴力及びジェンダーに基づく暴力を撲滅するための取組の強化及びサバイバー中心のアプローチを用いて、被害者及びサバイバーに包括的な支援と意義のある参加を提供する重要性にコミットする。我々はさらに、あらゆる形態の、性的及びジェンダーに基づくオフライン及びオンラインにおけるハラスメントや虐待、援助に関連した性的搾取や虐待を撲滅することにコミットする。
プラネタリーヘルス			
P18	健康政策の中でプラネタリーヘルスを重視し、気候変動に対処するために環境と健康の両方に利益をもたらす政策を優先させて、包摂的で説明責任のある気候ファイナンスを強化すること		
P18	先住民の視点に敬意を払って取り入れながら、医療・農業分野のセクター間協力を通じて、食料安全保障と栄養を追及し、持続可能な食料システムに移行すること	P7／世界経済・金融、持続可能な開発	我々は、緊急の食料危機への対応を含め、悪化する人道危機に対処するために、今年、合計で210億米ドル以上を供与することにコミットする。(中略)我々は、食料安全保障及び栄養並びに難民及び移住に関するG7の開発関連のコミットメントをフォローアップする2023広島進捗報告書を承認する
P18	環境汚染をなくし、化石燃料への依存を減らし、クリーンで環境に配慮した輸送システムを推進し、都市部で汚染物質を規制すること	P15／エネルギー	我々は、世界規模での取組の一環として、世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前の水準よりも摂氏1.5度に抑えるために必要な軌道に沿って、遅くとも2050年までにエネルギー・システムにおけるネット・ゼロを達成するために、排出削減対策が講じられていない化石燃料のフェーズアウトを加速させるという我々のコミットメントを強調し、他国に対して我々と共に同様の行動をとることを求める。我々は、非効率な化石燃料補助金を2025年又はそれ以前に廃止するというコミットメントを再確認し、全ての国々に同様に取り組むよう従前呼びかけたことを再確認する。

P18	気候変動に関するコミットメントとSDGsを達成するために、必要に応じて世界のさまざまなパートナーによる貢献を促進し、気候変動や災害に強く持続可能で質の高いインフラに投資すること	P10／ 気候	我々は、2035年まで又は2035年以降に小型車(LDV)の新車販売の100%又は大宗を排出ゼロ車両(ZEV)にすること、2035年までに乗用車の新車販売の100%を電動車とすること、関連するインフラ及び持続可能なバイオ燃料や合成燃料を含む持続可能なカーボンニュートラル燃料を促進することを目的とする国内政策を含め、我々のそれぞれが保有車両を脱炭素化するために取る様々な行動を強調する。
グローバルヘルス・アーキテクチャー(国際保健の枠組み)			
P18	世界保健機関(WHO)を国際保健に向けた調整機関と位置づけること。持続可能な資金調達を通じてWHOを強化すること。COVID-19やパンデミックへの予防・備え・対応(PPPR)に対応する上で重要な役割を果たし続けている組織(例えば、GAVIワクチンアライアンス、グローバルファンド(世界エイズ・結核・マラリア対策基金)、国連合同エイズ計画(UNAIDS)、国際医薬品購入ファシリティ(UNITAID)、革新的新規診断技術協会(FIND)、感染症流行対策イノベーション連合(CEPI)、女性・子ども・若者のためのグローバル・ファイナンス・ファシリティ(GFF)など)に十分な資金提供を行い、世界的・地域的なレベルで健康イニシアティブ間の相乗効果を推進し、さまざまな取り組みやプロセスの統合と集約を推進すること。G7のコミットメントを、PPPRに関するWHOの条約・合意もしくはその他の国際的取決めに整合させ、別の仕組みや並行するロードマップの開発をしないこと	P22／ 保健	我々は、COVID-19のパンデミックが国際社会に前例のない影響を与えたことを認識し、パニックと無視の連鎖を断ち切るため、将来の公衆衛生上の緊急事態に備え、世界保健機関(WHO)を中核としつつ、グローバルヘルス・アーキテクチャー(GHA)を発展させ、強化することへの強いコミットメントを新たにする。この目的のために、我々は、WHOの主導的役割を強調しつつ、重複を回避し一貫性を確保するため、パンデミックへの対応に関する新たな法的文書(WHOCA+)、国際保健規則(IHR)の部分改正及び2023年9月のパンデミックの予防・備え・対応(PPR)に関する国連総会ハイレベル会合(UNGAGLM)を含む進行中の議論に留意しつつ、正当性、代表性、公平性及び有効性を確保する、保健分野の緊急事態のPPRのための、より協調的で持続的な首脳級のカリスマに向けた政治的モメンタムを更に高めることにコミットする。我々はまた、国際保健においてWHOが主導的かつ調整のための役割を果たすために持続的に資金を確保することを見据え、予算案とともに改革の進捗を注視することの重要性を考慮しながら、分担金の割合を2022-2023年のWHOの基本予算の50%に引き上げることに向けて取り組むという第75回世界保健総会(WHA)における画期的な決定を称賛する。
P19	グローバルヘルス・アーキテクチャーを改革する際に、低所得国や市民社会組織が包摂的かつ公平に参加できるような協定や仕組みを促進すること。意思決定、実施、モニタリングのあらゆるレベルでコミュニティ・市民社会・女性の有意義かつ包摂的な参加を確保し、UHCを達成するために保健システムやコミュニティ医療システムを強化する措置を優先すること		* 言及なし
P19	ODAを拡大し、金融取引税やその他の税政策などの新たな収入源を特定すること。公衆衛生の緊急事態に対応する各国能力を強化するような資金調達を生み出すために、地域や多国籍の開発銀行を通じて新たな大型財源を活用すること	P22／ 保健	我々は、既存の資金源をパンデミックへの対応に如何に活用できるかを包括的に評価すること、既存のメカニズムの調整改善を通じて補完し、未使用の資金を蓄積することなく、パンデミック発生時に必要な資金を迅速かつ効率的に供給できる、サージ・ファイナンスの枠組を検討することにコミットする。この目的のため、我々はG7財務・保健

			大臣合同セッションにおいて承認された、財務・保健の連携強化及びPPRファイナンスに関するG7共通理解を歓迎する。
パンデミックへの予防・備え・対応(PPPR)			
P19	G7の「100日ミッション」イニシアティブと公的資金によるPPPRツールに関する合意を明確化し、公平なアクセス・説明責任・透明性の前提条件としてしっかりと組み入れ、知的所有権の壁を超えて技術移転を促進し、地理的に多様な製造能力を促進すること	P22-23／保健	我々は、「パンデミックへの備えに関するG7合意」に沿って、平時及び危機の双方において、新たな及び進行中の保健上の脅威の多分野にわたる統合サーベイランスのために、関連するデータ保護規則の尊重を確保しつつ、安全かつ確実な方法で、病原体、データ及び情報を適時に、透明性を持って体系的に共有することの重要性を改めて表明する。
P19	世界の公共財である救命医療システムや医薬品への公平なアクセスを確保し、誰もが利用できるようにするために、グローバル・サウス(南側諸国)が医薬品の製造能力を持つことは不可欠であり、持続可能な追加のODA、ODA以外の革新的な国際的資金調達、低中所得国の国内資源が本来確保されるべきであると認識すること	P3／世界経済・金融、持続可能な開発	我々は、一部の国が採用している国民総所得(GNI)に対する政府開発援助(ODA)比0.7%目標のようなそれぞれのコミットメントの重要性を認識し、革新的資金調達メカニズムを含むODAの増加とその触媒的な利用の拡大のための継続した取組の必要性を強調する
P19	プラネタリー・ヘルスおよびワン・ヘルスの概念や、薬剤耐性(AMR)および飢餓などのパンデミックの副次的な影響への対策、PPPRの各段階・レベルのサプライチェーンの有意義な包摂を促進すること	P24-25／保健	我々はまた、統合的な取組を通じて、全体的なワンヘルスアプローチを適用することにより、気候変動、生物多様性の損失及び汚染によって悪化するものを含む国際保健上の脅威に対処することへのコミットメントを改めて表明する。

5. 人道支援と紛争

C7政策提言書		G7首脳コミュニケ	
該当ページ	内容	該当ページ	内容
人道支援に年齢、性別、多様性、障害を包含する			
P21	資金提供を行うすべてのプロジェクトやプログラムにおいて、性別・年齢・障害に関する細分化されたデータの安全な収集・分析・利用を義務付けること。資金提供を受けたパートナー国が、リスクにさらされている脆弱性の高い状況下にある人々への支援をどのように優先して活動しているかについて必ずモニタリング・報告を行うよう求めること		* 言及なし
P21	人道危機に対して提供される資金には、リスクにさらされている人々が優先的に含まれ、さらに障害のある子どもや高齢者・高齢の介護者・高齢女性など特定のリスクに直面しているサブグループに特別な注意が払われるよう確保すること	P7／ 世界経済・金融、持続可能な開発	我々は、女性、女児、及び脆弱な状況にある人々に焦点を当てつつ、前例のない数の人道危機に対処することを決意する。この観点から、我々は、緊急の食料危機への対応を含め、悪化する人道危機に対処するために、今年、合計で210億米ドル以上を供与することにコミットする。
	リスクにさらされている人々に対する認識を高め、そのニーズが適切に優先されるように、こうした人々に及ぶ危機の具体的な影響を公式声明の中で強調すること	P7／ 世界経済・金融、持続可能な開発	我々は、災害に関する事前の備えのアプローチ、及び「リスク移転」だけではなく「リスク削減」にも貢献し、結果として先行的行動の強化につながる、人的資本、物品及びインフラへの投資の重要性を強調する。
現地関係者の行動とリーダーシップを強化する			
P21	資金と意思決定を現地コミュニティ、特に障害者団体、高齢者連合、女性・若者・難民主導の組織に委任して、より権限のバランスが取れたシステムを構築するというコミットメントを支持すること		* 言及なし
P21	現地コミュニティのリーダーが、支援の質や、説明責任、透明性を向上させる備えと対応のための真の協力関係を築くための支援を行うこと		* 言及なし
P21	複数年にわたる柔軟な資金提供と、より簡易で、状況に応じ、現地組織の直接資金へのアクセスを可能にする、より包摂的なコンプライアンス体制を推進すること		* 言及なし
人道スペースを維持・拡大する			

P22	人道アクセスの拒否に対する報告・防止・緩和措置を改善・強化し、違反者の責任を追及することにより、国際人道法の遵守を確保すること	P32／ 人権、難民、移住及び民主主義	我々は、人道に対する犯罪の防止及び処罰に関する国際法委員会の条文草案の議論についての重要性を認識する。
P22	2022年の「人口密集地における爆発性兵器の使用から生じる人道的影響からの文民保護強化に係る政治宣言」と、2015年の「学校保護宣言」を積極的に推進することなどにより、あらゆる紛争状況において民用物と医療・教育施設を保護すること		* 言及なし
P22	人道支援や人間としての基本的ニーズへの支援を提供するため、金融取引を含む既存および将来のすべての制裁制度とテロ対策法において、人道への例外措置を確保し、国連安全保障理事会決議第2664号を完全に履行すること	P33／ テロリズム、暴力的過激主義、国際的な組織犯罪への対応/法の支配の堅持/腐敗対策	我々は、オンライン及びオフライン上におけるあらゆる形態のテロリズム及び暴力的過激主義、並びに薬物取引、人身取引、児童の性的虐待及び搾取、腐敗、詐欺、知的財産の窃取、ランサムウェアの脅威、サイバー犯罪及び環境犯罪を含む国際組織犯罪、並びにマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に対して、全ての関係者と協力して、統一的、協調的、包摂的で、透明性のある、人権に基づきかつジェンダーに配慮した方法で取り組むという我々の強いコミットメントを改めて表明する。
		P36／ 地域情勢	我々は、アフガニスタンの安定に対する増大する脅威及び悲惨な人道及び経済状況に重大な懸念を持って留意する。我々は、タリバーンに対し、テロ対策へのコミットメントを堅持し、アフガニスタンの領土がいかなる国に対する脅威や攻撃、テロ行為の計画や資金調達、テロリストの保護や訓練にも利用されないことを確保するよう求める。
防災と先行的行動を重視する			
P22	人道資金の調達を受け身型アプローチから積極対応型アプローチに移行すること。例えば、危機に対する事前の予防や対応に柔軟に利用できるプール資金など、事前に準備するための人道資金を拡大すること		* 言及なし
P22	リスクをより良く理解し、防災対策を発動するトリガーを調整し、また予測情報を開発して、事前に対策を講じて危機を未然に防ぐために、科学的データを最大限に利用して責任ある計画と調整を支援すること	P7／ 世界経済・金融、持続可能な開発	我々は、災害に関する事前の備えのアプローチ、及び「リスク移転」だけではなく「リスク削減」にも貢献し、結果として先行的行動の強化につながる、人的資本、物品及びインフラへの投資の重要性を強調する。
P22	リスク関連情報を国が保有し現地関係者が入手できるようにすること。また、国や地域の防災政策や防災規則に早期警報と先行的行動を含めることを支援し、予測的アプローチがより広範なリスク管理の取り組みにつながるようにすること	P7／ 世界経済・金融、持続可能な開発	我々は、小島嶼開発途上国を含む多くの国が災害に対して脆弱であることに留意しつつ、仙台防災枠組2015-2030及び国連防災機関（UNDRR）が指揮した中間レビューの成果に沿って国際防災協力を加速する。
緊急時での教育を優先する			

P23	十分かつ安定した資金を拠出し、人道支援において教育を優先させること。特に「教育を後回しにはできない基金」の増資目標が達成されるよう資金を拠出すること、難民受け入れ国の教育システムに難民を包摂する取り組みに投資すること	P26／ 教育	我々は、2022年9月の国連事務総長による教育変革サミット(TES)を歓迎し、各国が最も疎外された子どもたちのために、より強固な教育システムを構築することを支援するための主要なパートナーである「教育のためのグローバル・パートナーシップ(GPE)」や「教育を後回しにはできない基金(ECW)」、また、国連教育科学文化機関(UNESCO)やUNICEFを含む国連機関に対する継続的な支援を求める。
P23	特に、改定された「包括的学校安全枠組」を適用し、学校や教育パートナーが危機に対処し、その影響を低減し、回復力(レジリエンス)を高められるように、災害への備えと災害リスク低減に投資すること		* 言及なし
P23	緊急時および長期化する危機下における子どもの教育へのアクセスを確保し、人道危機の影響を受けた少女や女性を優先することを約束した、2021年のG7「女子教育宣言」および2018年の「シャルルボワ宣言」をはじめ、女子教育に関するこれまでのコミットメントを再度強調すること	P26／ 保健	我々は、特にCOVID-19のパンデミック以降において教育を堅持し、より強靱な教育システムを構築する重要性を再確認する。我々は、全ての学習者の教育機会を保護し、ジェンダー平等とあらゆる多様性をもつ全ての女性及び女兒のエンパワーメントを、この点に関する世界のODAを優先することを含め、教育において、また、教育を通じて推進するというG7のこれまでのコミットメントを堅持することを改めて表明する。

6. しなやかで開かれた社会

C7政策提言書		G7首脳コミュニケ	
該当ページ	内容	該当ページ	内容
開かれた社会としなやかな民主主義の支援と促進			
P24	G7政府と市民社会組織・企業・慈善団体・金融機関との間の世界的な対話を促進するためのタスクフォースを設置し、市民社会スペースの支援と、脅威にさらされている市民社会への切れ目ない資金提供のための優先課題を特定すること		* 言及なし
P24	非国家的な市民社会オブザーバーに会合やテキストに基づく交渉への参加を認めることによって、あらゆる多国間フォーラムで市民社会スペースを保護し、市民社会とコミュニティ組織が完全、平等、有意義かつ効果的に参加できるように、資金の提供を含め、CSOsの参加を促進することを約束すること		* 言及なし
P24	成果文書のタイムリーな配布、ワーキンググループ会合へのより実質的な参加、すべての対話へのC7メンバーの参加、透明性の高いコミュニケーション、関連のG7各国政府関係者との接触など市民社会の参加に向けて、G7プロセス全体にわたって市民社会組織と協議すること	P39	我々は、G7のエンゲージメント・グループとの交流及び同グループからのインプットに感謝する。
P24	G7と中国を含む関係諸国の軍・準軍事組織による行動を相互に抑制し相互の信頼を育むために、東シナ海と南シナ海において、市民社会を含むセクターと政府との間の多層的な対話を促進する環境を整えること		* 言及なし
P24	ミャンマー軍事政権への非難を表明し、その政治的・軍事的な強化につながりうるあらゆる関与や支援を行わないこと	P36／ 地域情勢	我々は、ミャンマー国軍に対し、全ての暴力を即時に停止し、全ての政治犯及び恣意的に拘束された人々を解放し、包摂的で平和的な対話のための環境を作り出し、同国を真に民主的な道に戻すよう引き続き求める。我々は、全ての国に対し、ミャンマーへの武器流入を防止するよう改めて求める。
P24	アクセス可能で包摂的な、市民参加と人権に関する公教育のためのプログラムと資金調達を強化すること	P26／ 教育	我々はまた、教育が人権の一つであることに留意しつつ、基礎学習の重要性及び全ての学習者、特に子どもたちが成長し、自らのウェル・ビーイングを増進するために必要な知識と技能を備えた質の高い学習機会を提供するため、G7がより公平かつ効率的な方法で人への投資を拡大する必要性を改めて表明する。

開かれた市民社会スペースの強化			
P24	平和的な抗議活動や集会に対する暴力やハラスメントを抑制し、オンライン・オフラインでの平和的な抗議活動の権利を十分に尊重すること	P31／ 人権、難民、移住及び民主主義	我々は、人権侵害に対してしっかりと声を上げると同時に、対話と協力を通じて、人権を守り促進しようとする国々及び市民社会団体の声に耳を傾け、これを支援することにコミットする。
		P32／ 人権、難民、移住及び民主主義	我々は、オンラインでのハラスメントや虐待、インターネットの遮断や分断からの保護を含む、メディアの自由及びオンラインの自由を支援し、また、民主的制度に対する信頼を損ない、国際社会における意見の対立を招く偽情報を含む外国からの情報操作及び干渉に対処することにより、情報環境を保護するという我々のコミットメントを再確認する。
P24	人権擁護者・環境保護活動家の犯罪化およびスティグマ化を終わらせること。人権や環境を保護する権利を推進するG7アクションプランを採択し、人権擁護者・環境保護活動家の保護と参加を可能にする安全な環境を構築すること		* 言及なし
パンデミック条約			
P25	計画中の「パンデミック条約」が人権を中核に据え、パンデミックの脅威やその他の公衆衛生上の緊急事態に対応するために適用されたあらゆる制限措置が、国際人権法の義務を遵守するよう徹底すること	P22／ 保健	我々は、パンデミックのPPRを強化するためには、公平性を指針として国際規範及び規則を強化することが不可欠であることを再確認しつつ、2024年5月までの採択を目指したWHOCA+の交渉及びIHRを強化するための対象を絞った改正に関する交渉に、全てのステークホルダーと共に貢献し、そのモメンタムを維持するとコミットメントを改めて表明する。さらに、我々は、「パンデミックへの備えに関するG7合意」に沿って、平時及び危機の双方において、新たな及び進行中の保健上の脅威の多分野にわたる統合サーベイランスのために、関連するデータ保護規則の尊重を確保しつつ、安全かつ確実な方法で、病原体、データ及び情報を適時に、透明性を持って体系的に共有することの重要性を改めて表明する。
P25	「パンデミック条約」の策定と「国際保健規則」(IHR)の見直しに貢献するために、影響を受けるすべてのステークホルダーが参加できる透明性の高い機会を確保すること		
人権に基づいた技術			
P25	プライバシー保護を、人間の尊厳・安全・自己決定権を確保するための重要な要素とすること	P27／ デジタル	我々は、法的拘束力を有する枠組を尊重しつつ、AIの標準の開発におけるマルチステークホルダーアプローチの更なる推進にコミットし、責任あるAIの推進のため、透明性、開放性、公正なプロセス、公平性、プライバシー及び包括性を推進する手続の重要性を認識する。
P25	国家安全保障の目的などで人工知能(AI)を開発・導入・活用する前に使用される、エビデンス情報に基づいたリスクと人権の影	P27-28／ デジタル	我々は、信頼できるAIという共通のビジョンと目標を達成するためのアプローチと政策手段が、G7諸国間で異なり得ることを認識しつつも、AIガバナンスに関する国際的な議論とAIガバナンスの枠組間の

	響評価枠組みを開発し、人権・市民の自由・民主主義に関するあらゆる新技術の影響を考慮すること		相互運用性の重要性を強調する。我々は、マルチステークホルダー型の国際機関を通じて、信頼できるAIのためのツール開発を支援し、マルチステークホルダープロセスを通じて、標準化機関における国際技術標準の開発及び採用を促す。我々は、国や分野を超えてますます顕著になっている生成AIの機会及び課題について直ちに評価する必要性を認識し、OECDのような国際機関が政策展開の影響に関する分析を検討し、人工知能グローバルパートナーシップ(GPAI)が実践的なプロジェクトを実施することを奨励する。この観点から、我々は、関係閣僚に対し、生成AIに関する議論を年内に行うために、包摂的な方法で、OECD及びGPAIと協力しつつ、G7の作業部会を通じた、広島AIプロセスを創設するよう指示する。これらの議論は、ガバナンス、著作権を含む知的財産権の保護、透明性の促進、偽情報を含む外国からの情報操作への対応、これらの技術の責任ある活用といったテーマを含み得る。我々は、デジタル・技術大臣会合における「AIガバナンスの相互運用性を促進等するためのアクションプラン」を歓迎する。
P25	技術の倫理的な利用を実証しているベンダー、プロバイダー、パートナーのみを確保し、人権デュー・ディリジェンスを実施すること	P27／デジタル	AI、またメタバースのような没入型技術、量子情報科学技術、その他の新興技術といった分野において、デジタル経済のガバナンスは、我々が共有する民主的価値に沿って更新し続けられるべきである。これらは、公正性、説明責任、透明性、安全性、オンラインでのハラスメント、ヘイト、虐待からの保護、プライバシー及び人権の尊重、基本的自由、そして個人データの保護を含む。
P25	生成AIアルゴリズムにおける否定的なバイアスが強化されることを防ぐために、透明性・追跡可能性・正確性を確保するようAIを制御すること	P27-28／デジタル	我々は、国や分野を超えてますます顕著になっている生成AIの機会及び課題について直ちに評価する必要性を認識し、OECDのような国際機関が政策展開の影響に関する分析を検討し、人工知能グローバルパートナーシップ(GPAI)が実践的なプロジェクトを実施することを奨励する。この観点から、我々は、関係閣僚に対し、生成AIに関する議論を年内に行うために、包摂的な方法で、OECD及びGPAIと協力しつつ、G7の作業部会を通じた、広島AIプロセスを創設するよう指示する。これらの議論は、ガバナンス、著作権を含む知的財産権の保護、透明性の促進、偽情報を含む外国からの情報操作への対応、これらの技術の責任ある活用といったテーマを含み得る。我々は、デジタル・技術大臣会合における「AIガバナンスの相互運用性を促進等するためのアクションプラン」を歓迎する
監視技術、プライバシー、その他の人権			
P25	責任を負う当局や企業が、プライバシーなどの人権関連法を遵守しており、抗議行動の主催・参加団体、人権擁護者、子ども、女性、その他周縁化されたコミュニティを含む市民社会に差別的	P49／テロリズム、暴力的過激主	我々は、テロ及び暴力的過激主義コンテンツのオンライン上での拡散の問題への取組を強化し、セーフティ設計を優先し、特に、プラット

	な影響を及ぼさないと証明できない限り、顔認識やスパイウェア技術などの監視技術の使用・輸出・販売・移転に一時停止をかけるよう、国際基準や国内法に定めること	義、国際的な組織犯罪への対応/法の支配の堅持/腐敗対策	フォーム上での児童の性的搾取及び虐待を阻止するよう民間部門に求める。
P25	スパイウェアや人工知能技術の開発・普及に責任を負う民間企業に実際の法的責任を課すことをG7各国に義務付けて、監視技術と人工知能に対する法的責任を導入すること		* 言及なし
デジタルスペースにおける子どもと若者の保護			
P25	子どもの権利条約」に関する2021年の「一般的意見25:デジタル環境に関する子どもの権利」に沿って、国内体制、法執行機関の協力、情報共有を含む、オンラインでの子どもの安全を守るすべての取り組みを強化すること。オンラインでの子どもに対する暴力、特に、子どもの性的搾取や性的虐待を対象とすること	P27／デジタル	我々は、安全性及びセキュリティが優先されることや、各プラットフォームがそのプラットフォーム上で子どもの性的搾取や虐待の脅威に対処することを確認し、オンラインでの安全とプライバシーに対する子どもの権利を堅持しながら、テクノロジーの責任あるイノベーションと実装を推進するため、テクノロジー企業及び他の関連するステークホルダーと協働する。
		P49／テロリズム、暴力的過激主義、国際的な組織犯罪への対応/法の支配の堅持/腐敗対策	我々は、テロ及び暴力的過激主義コンテンツのオンライン上での拡散の問題への取組を強化し、セーフティ設計を優先し、特に、プラットフォーム上での児童の性的搾取及び虐待を阻止するよう民間部門に求める。
P25	子どもの心の健康を守るために、デジタルリテラシーやデジタル倫理、フェイクニュースの拡散に関する、包摂的で子どもにわかりやすくデジタル面で公平な教育へのアクセスを拡大すること	P27／教育	我々は、指導の改善を通じたものを含め、全ての子どもが自らの可能性を発揮できる教育環境及び生涯学習の機会の整備に向けて努力する。これには、デジタル格差を拡大させないようにしつつ、少人数学級を推進すること、改善された情報コミュニケーション技術(ICT)環境を整備すること、教育・学習を支援するデジタル技術の効果的な活用を推進することを含み得る。
社会正義と環境正義			
P25	先住民を含む地域住民が開発計画に必ず参加できるようにし、地域住民の環境正義へのアクセスを確保すること		* 言及なし
P25	持続可能な開発を実現するために自然資源への公平なアクセスを確保すること。社会的格差をなくし、環境正義を実現すること。気候正義の実現と気候債務に対応する「損失と被害」基金への公平な拠出分担を確保すること		* 言及なし

P25	特に、産業公害や汚染物質に近接する地域で従来から居住、就労、活動している人々のために、環境リスク管理を強化し安全で健康的な環境を維持すること	P18／ 経済的強靱性 及び経済安全 保障	我々は、上流及び中流の環境にも十分配慮しつつ、堅固な環境、社会、ガバナンス(ESG)基準により、鉱物資源の埋蔵地域や精製及び加工工場の地元住民を含む地域社会への利益が確保され、労働者の権利が保護され、透明性が促進されることを確認する。クリーン・エネルギー移行を更に促進するため、重要鉱物資源及びそれを用いて製造される製品の持続可能で強靱なサプライチェーンを確立する必要性を改めて表明する。
G7コミットメントの説明責任			
P26	G20など他の世界的なフォーラム全体での定期的な協議、共創や協働、学びの共有を通じて市民社会との対話を優先させるとともに、より高い目標を設定し、これまでのコミットメントに関する報告を行ってG7の政策プロセスの透明性と説明責任を確保すること	P17-18／ 経済的強靱性 及び経済安全 保障	* 市民社会との対話ではなく、 G7 以外のパートナーとの対話に関与していくことについて、以下のように言及されている。 我々は、2022年G7エルマウ・サミットでのコミットメントを想起しつつ、構造的な脆弱性から保護するため、グローバルな経済的強靱性及び経済安全保障を強化する経済政策を推進していく。このため、我々は、G7内の、及び途上国との連携を含むG7以外の世界中のパートナーとの対話に関与し、協力的なアプローチをとっていく。
受益所有権の透明性			
P26	検証された情報を活用して、法的主体や法的協定に関する受益所有権の開かれた自由な登録制度を実施すること。登録機関には、不遵守や違反に制裁を課す権限を与えること。そのような基準は、非営利団体や公益財団の合法的な活動を妨害しないように、その特性を踏まえて起草すること		* 言及なし
P26	巨額資産に係る腐敗に関する国連薬物・犯罪事務所(UNODC)オスロ声明(UNODC Oslo Statement on Corruption involving Vast Quantities of Assets)に沿って、受益所有権の開示事項など、国有企業に対する追加的な透明性要件の導入にコミットすること	P33／ テロリズム、暴 力的過激主義、 国際的な組 織犯罪への対 応/法の支配の 堅持/腐敗対策	我々は、オンライン及びオフライン上におけるあらゆる形態のテロリズム及び暴力的過激主義、並びに薬物取引、人身取引、児童の性的虐待及び搾取、腐敗、詐欺、知的財産の窃取、ランサムウェアの脅威、サイバー犯罪及び環境犯罪を含む国際組織犯罪、並びにマネー・ロンダリング及びテロ資金供与に対して、全ての関係者と協力して、統一的、協調的、包摂的で、透明性のある、人権に基づきかつジェンダーに配慮した方法で取り組むという我々の強いコミットメントを改めて表明する。
国境を超えた腐敗における国際協力と司法当局間の連携			
P26	国境を超えた腐敗やマネーロンダリング、経済犯罪の捜査における連携と機密情報共有のためのタスクフォースを設置すること。このイニシアティブは、ロシア政府に近いロシア高官・エリート	P33／ テロリズム、暴 力的過激主	我々は、オンライン及びオフライン上におけるあらゆる形態のテロリズム及び暴力的過激主義、並びに薬物取引、人身取引、児童の性的虐待及び搾取、腐敗、詐欺、知的財産の窃取、ランサムウェアの脅

	層の特定と資産追跡を支援する目的で先ごろ設置された大西洋横断タスクフォースの経験を基にすること	義、国際的な組織犯罪への対応/法の支配の堅持/腐敗対策	威、サイバー犯罪及び環境犯罪を含む国際組織犯罪、並びにマネー・ロンダリング及びテロ資金供与に対して、全ての関係者と協力して、統一的、協調的、包摂的で、透明性のある、人権に基づきかつジェンダーに配慮した方法で取り組むという我々の強いコミットメントを改めて表明する。
契約情報の開示			
P26	官民連携や国有企業による調達などすべての調達方法を対象として、さまざまなシステム間の相互運用を容易にするために機械で容易に読み取り可能な構造化された質の高いオープンデータを公表して、調達サイクル全体でデータを開示し、情報公開のインフラを強化すること		* 言及なし
マネーロンダリング防止と資産回復			
P26	すべてのG7諸国が、マネーロンダリング防止(AML)およびテロ資金供与防止(CFT)の義務を金融業者や職業専門家にまで拡大し、銀行などの機関と同等のAML/CFTのための本人確認を行うよう義務付けること。非営利組織の合法的な活動を決して妨げないような、的を絞った相応かつ効果的な対策につながる、より強力なセクター別のリスク評価を設定すること。民事没収権限について詳しく説明した規制の導入にコミットすること。これにより法執行機関が、刑事上の有罪判決がなくても、資産の凍結や差し押さえを実行し、資産の取得に使った富の源泉について当事者に説明させ、銀行や金融機関に預託されている不正資金を凍結できるようにすること。資産の返却は、市民社会や地域団体が関与して行うなど、「資産回復グローバルフォーラムの原則(the Global Forum for Asset Recovery (GFAR) principles)」に整合させること		* 言及なし
社会正義と包摂・平等			
P26	透明性の高い受け入れ制度を通じた保護の提供などにより、移民、難民、少数民族、少数人種ならびに社会で差別を受けている人々の権利を保護すること。周縁化されたコミュニティ、特に法的地位のない人々のために労働セクターにおける人権を保護すること	P32／人権、難民、移住及び民主主義	我々は、難民を保護し、避難を強いられた人々や受入国及びコミュニティを支援し、難民及び避難民の人権及び基本的自由の完全な尊重を確保し、性的及びジェンダーに基づく暴力からの自由を含む紛争、危機及び避難により悪化した、脆弱な状況に直面する人々や疎外された人々の権利擁護と促進に対するコミットメントを再確認する。我々は、国際社会に対しても同様の対応を求める。(中略)我々は、世界における安全で、秩序ある、正規の移住を確保することへのコミットメントを再確認する。我々は、移民が我々の国にもたらし得る重

			要な経済的及び社会的利益を認識する。我々は、移民としての地位にかかわらず、人権及び基本的自由への最大限の尊重を確保することにコミットする。
P26	自己決定権を保護して先住民や少数派の人々を支援し、先住民の固有の権利、特に土地・領土・資源の権利を尊重し促進する必要性を認識すること		言及なし
P26-27	国連「健康な高齢化の10年」に沿った予防医療に焦点をあて、高齢者の権利に関する国連条約を制定して高齢者の平等と社会正義を推進すること。シルバーエコノミーを構築する可能性を認識した、柔軟性のある包摂的な労働政策・枠組を推進すること	P25／労働	我々は、労使やその他のステークホルダーと建設的に関わりながら、全ての人に働きがいのある人間らしい良質な仕事を保証し、特に、女性並びに障害者、高齢者及び若者を含む少数派のグループを誰一人取り残さない、包摂的な労働市場を構築することを決意する。
P27	ジェンダーと障害を包摂した法を採択し制定すること。さまざま形態の差別を法的に認識することは、障害者や認知症の人々の人権に対処し、最終的に強化して差別的行為から守るための重要な第一歩である	P26／ジェンダー	我々は、より強靱で、包摂的で、かつジェンダー分野で変革的な教育のために、就学前教育から高等教育まで、ジェンダーに関連する障壁や根本的な差別的な社会規範を引き続き打破する。
		P30／ジェンダー	ジェンダー平等及びあらゆる女性及び女兒のエンパワメントの実現は、強靱で公正かつ豊かな社会のための基本である。我々は、あらゆる多様性をもつ女性及び女兒、そしてLGBTQIA+の人々の政治、経済、教育及びその他社会のあらゆる分野への完全かつ平等で意義ある参加を確保し、全ての政策分野に一貫してジェンダー平等を主流化させるため、社会のあらゆる層と共に協働していくことに努める。この観点から、我々は、長年にわたる構造的障壁を克服し、教育のような手段を通じて有害なジェンダー規範、固定観念、役割及び慣行に対処するための我々の努力を倍加させることにコミットし、多様性、人権及び尊厳が尊重され、促進され、守られ、あらゆる人々が性自認、性表現あるいは性的指向に関係なく、暴力や差別を受けることなく生き生きとした人生を享受することができる社会を実現する。
P27	科学・技術・工学・数学(STEM)をはじめとする教育や保健システムにおけるジェンダー平等を推進するとともに、人材、特に女性への投資を含む中長期的な開発戦略を再びコミットすること	P31／ジェンダー	我々は、全ての人々への教育の権利確保にコミットし、安全でジェンダー分野で変革的な質の高い教育への公平なアクセスを促進するとともに、科学、技術、工学、数学(STEM)の分野、教育及びデジタルにおけるジェンダー格差を解消する措置を講じる重要性を強調する。我々は、これが、気候、自然及び開発の課題に対処するために不可欠の土台である女性の起業家精神を促進するための鍵であると考え。我々はまた、リスクリリングと技能向上の促進、働きがいのある人間らしい労働条件の促進、あらゆる多様性をもつ女性の金融包摂の強化及びジェンダー間の賃金格差の解消にコミットする。我々はさらに、女性の完全なエンパワメントと、指導的地位を含むあらゆるレベルの意思決定プロセスへの完全かつ平等な参加を促進するためのコミットメントを改めて表明する。
P27	「世界社会保障基金」の設立や強くしなやかな教育制度の構築支援などにより、「社会保障の土台」の強化を約束すること	P25／労働	我々は、有給及び無給のケアワークや家事の不平等な分担といった根本的な差別的な社会規範やジェンダー規範に取り組み、育児休暇を

			含む社会保障の促進と保護、インフラや長期ケアへのアクセスの促進を含む育児や他の分野のケアワークやケア経済への支援を提供することにコミットする。
正義・平等・多様性・包摂と多様なSOGIESCを持つ人々の権利			
P27	Pride7を正式なエンゲージメント・グループとして設置すること		* 言及なし
P27	社会において、LGBTQIA+の人々の完全、平等、効果的かつ有意義な参加の確保を求めたG7エルマウ・サミットのジェンダー平等担当大臣の共同声明に基づいて、社会において性的指向・性自認・ジェンダー表現・性的特徴(SOGIESC)に対する差別撤廃や、結婚の平等、同性間パートナーシップとその家族に対する法的保護の充実を立法化すること	P30／ジェンダー	ジェンダー平等及びあらゆる女性及び女児のエンパワーメントの実現は、強靱で公正かつ豊かな社会のための基本である。我々は、あらゆる多様性をもつ女性及び女児、そしてLGBTQIA+の人々の政治、経済、教育及びその他社会のあらゆる分野への完全かつ平等で意義ある参加を確保し、全ての政策分野に一貫してジェンダー平等を主流化させるため、社会のあらゆる層と共に協働していくことに努める。
		P30／ジェンダー	我々は、特に危機的な状況下で女性及び女児の権利が後退することに強い懸念を表明し、世界中の女性及び女児並びにLGBTQIA+の人々の人権と基本的自由に対するあらゆる侵害を強く非難する。
P27	多様なSOGIESCの人々の包摂を確保するために、幅広い政策分野にわたって重要な指標を追跡すること		* 言及なし
P27	国際フォーラム、外交、平和プロセスにおける意思決定や政策決定のプロセスの各段階で、(年齢、国籍、民族、宗教、血統などを含むがこれらに限定されない)すべてのジェンダーの周縁化された人々が十分に参加しているよう徹底すること	P30／ジェンダー	ジェンダー平等及びあらゆる女性及び女児のエンパワーメントの実現は、強靱で公正かつ豊かな社会のための基本である。我々は、あらゆる多様性をもつ女性及び女児、そしてLGBTQIA+の人々の政治、経済、教育及びその他社会のあらゆる分野への完全かつ平等で意義ある参加を確保し、全ての政策分野に一貫してジェンダー平等を主流化させるため、社会のあらゆる層と共に協働していくことに努める。
		P30／ジェンダー	我々は、暴力的紛争の予防、救援及び復興活動の提供、永続的な平和の構築における女性の主導的な役割を強調し、和平及び政治プロセスにおける女性の完全で、平等で、意義のある参加を擁護することを誓う。